

被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には、重大な放射線後遺症の被害を与えました。

現在も、26万人近くの生存被爆者が原爆放射線の影響により、多重がんなどの重篤な疾病をわざらい、日常生活に不安と苦痛を感じています。

しかし、これらの人々が国に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっている現状にあります。

これは政府が、科学的に見て疑問のある審査基準を機会的に運用しているからであり、現在原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約1パーセントに過ぎません。

被爆者は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって、健康管理手当等の支給を受けていますが、多重がんなどの重篤な疾病に罹患した場合は、原爆症として、国がその治療費を支払うのが当然です。

このため、被爆者は集団的に訴訟を起こし、8月末現在281人が各地域で係争中です。この裁判では、既に大阪・広島・仙台の各地裁が25人全員の原爆症認定を採決し、名古屋・東京・熊本では13人の敗訴がありましたものの、51人が勝訴の判決となっております。

政府はいずれも直ちに控訴しましたが、被爆者は高齢化しており、提訴者の中には病没している者もあり、被爆者の援護に当たっては迅速な対応が必要です。

したがって、国においては、被爆者の実情を鑑み、原爆症の認定に当たっては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名寄市議会